

定 款

公益社団法人

全国消費生活相談員協会

改正 平成 29 年 6 月 10 日

改正 平成 27 年 5 月 30 日

改正 平成 26 年 5 月 24 日

改正 平成 24 年 10 月 28 日

施行 平成 24 年 4 月 1 日

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人全国消費生活相談員協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本協会は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、消費者の権利の確立及び消費者の自立支援を推進し、消費者の利益の擁護及び増進に努めるとともに、消費生活に関する相談に係る情報や消費生活に関する情報を収集・提供し、さらに消費者被害の発生又は拡大防止及び被害救済のための活動を行い、もって消費生活の安定・向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、日本全国において次の事業を行う。

- (1) 消費者からの消費生活に関する相談対応
- (2) 消費者の自立及び利益の擁護・増進のために必要な消費者教育・啓発
- (3) 消費生活に関する事業者の不当行為等に対する差止請求等
- (4) 消費生活に関する調査研究及び情報提供
- (5) 消費生活に関する専門家養成及び会員の資質向上のための支援
- (6) 消費生活に関する問題及び消費者行政に対する提言・意見の表明等
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 次のいずれかに該当する者で本協会の目的に賛同し入会した者
 - ① 行政機関及び行政から委託を受けた法人等で消費生活相談業務及びそれに関連する業務に従事する者
 - ② 独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体等の機関が行う消費生活相談員を養成するための講座を修了した者
 - ③ 独立行政法人国民生活センターが消費生活専門相談員として資格を認定した者、及びこれと同等の能力を有する者と本協会が認めた者。
 - (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した法人、団体、又は個人
 - (3) 特別会員 本協会のために特に功績のあった者又は消費者問題に関する学識及び経験を有する者で理事会において推薦された者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「法人法」という。）上の社員とする。

(資格の取得)

第6条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の決議を経て会長が別に定める入会申込書により申込みを行ない、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、本協会の事業活動の費用に充てるため、総会の決議を経て会長が別に定める規程に基づく金額を支払う義務を負う。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の費用を必要とするときは、総会の決議を経て臨時に会費を徴収することができる。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本協会の信用を傷つけ、又本協会の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (2) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (3) 総正会員が同意したとき
- (4) 会員が死亡、又は会員である団体が解散したとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

- 3 会長は、前項の規定による総会の招集の請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権の行使、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

この場合においては、当該正会員または代理人は、総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 前項の書面による議決権の行使については、場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び出席した理事全員が記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上17名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、1名を理事長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とする。
 - 3 会長及び理事長をもって法人法の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第22条 理事及び監事は、第13条の規定により総会の決議によって選任する。ただし、理事の2分の1以上は、正会員の中から選任しなければならない。
- 2 会長、理事長、専務理事及び常務理事は理事会の決議によって、理事の中から選定する。
 - 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。
- 2 会長及び理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより本協会を代表し、その業務を執行する。
専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより本協会の業務を分担し執行する。
 - 3 会長、理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 2 監事はいつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、本協会の業務及

び財産の状況の調査をすることができる

3 監事は、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了までとする。補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了までとする。

4 理事又は監事は、第21条第1項で定める定数に不足する事態が生じるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議により、解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員報酬等及び費用に関する規程により算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第28条 会長の特命事項を委嘱するため、本協会は顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は理事会の決議を経て会長が任命する。

3 顧問の設置運営に関する必要な事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

4 顧問は無報酬とする。

第6章 理事会

(設置)

第29条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会の設置運営に関する必要な事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

(権 限)

第 30 条 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行に関する決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 差止請求関係業務の執行に係る事項

2 理事会は、法令に定めるところによるほか前項第 4 号の差止請求関係業務の執行に係る重要事項の議決については、理事その他の者に委任できない。

(種類及び開催)

第 31 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度中に 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長、理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招 集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、理事長が招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内の日を臨時理事会の開催日とする招集を 5 日以内にしなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

4 会長及び理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 33 条 理事会の議長は、招集者がこれにあたる。

(定足数)

第 34 条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず第30条第1項第4号に定める差止請求に係る事項については理事の過半数をもって決する。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には出席した会長、理事長、専務理事及び監事は記名押印する。

第7章 支部等

(支部の設置運営)

第37条 本協会は、その目的を達成するために必要な場合、理事会の決議を経て支部を設置運営することができる。

2 支部の設置運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費及び入会金
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

2 前項第2号の寄付金品の受け入れ等に関する事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(資産の管理・運用)

第39条 本協会の資産の管理・運用は理事長が行うものとし、その方法は総会の決議を経て会長が別に定める。

(事業年度)

第40条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 本協会の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号についてはその内容を報告し第3号、第4号及び第6号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第43条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日に公益目的取得財産残額を算定し、第42条第1項第7号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(差止請求関係業務を終了した場合の残余積立金の処分)

第47条 本協会が第4条第1項第3号に係る差止請求関係業務を廃止し、又は消費者契約法第13条第1項の認定の失効(本協会が解散した場合を除く。)、若しくは取消しにより差止請求関係業務を終了した場合、積立金(消費者契約法第28条第5項の規定により積み立てられた金額をいう。)に残余があるときは、その残余に相当する金額を、他の適格消費者団体(消費者契約法第35条の規定により差止請求権を承継した適格消費者団体がある場合にあっては、当該適格消費者団体)があるときは当該他の適格消費者団体に、これがないときは消費者契約法第13条第3項第2号に掲げる要件に適合する消費者団体であって内閣総理大臣が指定するもの又は国に帰属させることとする。

(認定の取り消し等に伴う贈与)

第48条 本協会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て公益目的取得財産額(前条に規定する積立金を除く。)に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号、以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 本協会が清算する場合において有する残余財産(第47条に規定する積立金を除く。)は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 第47条に規定する積立金のうち、本協会が解散した場合に残存するものは、同条に規定する他の適格消費者団体があるときは当該他の適格消費者団体に、これがないときは同条に規定する消費者団体又は国に帰属させることとする。

第10章 事務局

(設置等)

第50条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を経て任免する。その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長は、理事をもって充てることができる。
- 5 その他事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第51条 主たる事務所には、法令で定めるところにより次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 正会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員報酬規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告及び計算書類等
- (10) 監査報告
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧は、法令の定めによるほか第52条に定めるところによるものとする。

第11章 公告方法

(公告方法)

第52条 本協会の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事情により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 雑 則

(実施細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号、以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事は、会長 金子晃、理事長 丹野美絵子とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。